

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

専決第 4 号

令和 5 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)
について

令和 5 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和 5 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 5 年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,307,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 28 日 専決

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	2,715,445	△106,065	2,609,380
	1 国民健康保険料	2,715,445	△106,065	2,609,380
4	府支出金	10,667,295	△23,935	10,643,360
	1 府補助金	10,667,295	△23,935	10,643,360
5	財産収入	2	1	3
	1 財産運用収入	2	1	3
6	繰入金	1,758,654	130,000	1,888,654
	2 基金繰入金	0	130,000	130,000
歳 入 合 計		15,307,601	1	15,307,602

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国民健康保険事業費納付金	4,176,076	0	4,176,076
	1 医療給付費分	2,988,666	0	2,988,666
	2 後期高齢者支援金等分	835,641	0	835,641
	3 介護納付金分	351,769	0	351,769
9	基金積立金	110,799	1	110,800
	1 基金積立金	110,799	1	110,800
歳 出 合 計		15,307,601	1	15,307,602

1 総括
(歳入)

歳入合計	15,307,601	1	15,307,602
------	------------	---	------------

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 2, 712, 941	千円 △106, 065	千円 2, 606, 876
計	2, 715, 445	△106, 065	2, 609, 380

4 款 府支出金

1 項 府補助金

1 保険給付費等交付金	10, 652, 973	△23, 935	10, 629, 038
計	10, 667, 295	△23, 935	10, 643, 360

5 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	2	1	3
計	2	1	3

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 国民健康保険財政調整基金繰入金	0	130, 000	130, 000
-------------------	---	----------	----------

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年度分	千円 △73,185	現年度分	千円
3 介護納付金分 現年度分	△9,652	現年度分	
5 後期高齢者支 援金分現年度 分	△23,228	現年度分	

1 普通交付金	△23,935	普通交付金

1 利子及び配当 金	1	国民健康保険財政調整基金利子

1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	130,000	国民健康保険財政調整基金繰入金
---------------------------	---------	-----------------

国民健康保険事業特別会計

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	千円 0	千円 130,000	千円 130,000

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者医療給付費分	千円 2,987,321	千円 0	千円 2,987,321	千円	千円	千円 △34 国民健康保険料 △73,185 繰入金 73,151	千円 34
計	2,988,666	0	2,988,666	0	0	△34	34

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	835,415	0	835,415			△11 国民健康保険料 △23,228 繰入金 23,217	11
計	835,641	0	835,641	0	0	△11	11

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1 介護納付金分	351,769	0	351,769			△5 国民健康保険料 △9,652 繰入金 9,647	5
計	351,769	0	351,769	0	0	△5	5

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

国民健康保険事業特別会計

9 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	千円 110,799	千円 1	千円 110,800	千円	千円	千円	千円 1
計	110,799	1	110,800	0	0	0	1

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 1	千円 ○施策評価対象外事業 国民健康保険財政調整基金積立事業 1 積立金 1 財政調整基金（流動資産） 1 基金積立金 1

国民健康保険事業特別会計

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

専決第 5 号

令和 5 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

令和 5 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和５年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和５年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令和６年３月28日 専決

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事務委託事業	3,256

繰越明許費説明書

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 一般管理費		千円 3,256	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	3,256	